

富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター管理区域学外者利用要項

平成30年2月2日制定

平成30年7月23日改正

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター（以下「センター」という。）の管理区域の学外者利用に関し必要な事項を定める。

(利用許可)

第2条 学外者がセンターの管理区域を利用する場合は、富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター放射線障害予防規程（以下「規程」という。）第5条第1項及び富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター放射線障害予防内規（以下「内規」という。）第2条第2項に規定する放射線業務従事者登録申請書及び富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター使用申込書をセンター長に提出し、許可を得なければならない。

(利用条件)

第3条 前条の許可を得た者（以下「利用者」という。）は、富山大学（以下「本学」という。）の教育研究に支障がない場合に限り管理区域を利用することができる。

- 2 利用者は、管理区域の利用に当たり、規程及び内規を遵守するとともに、本学担当者の指示に従わなければならない。
- 3 利用者が受ける損害のうち、次の各号の一に該当する場合には、センターは、その責任を負わない。

- (1) やむを得ない事由により管理区域を利用できず、損害が生じたとき。
- (2) 利用者自らが持ち込み、使用した材料・機器等に損害が生じたとき。
- (3) センターの機器を利用する者の責による事由により損害が生じたとき。

(利用料金)

第4条 利用者が、管理区域を利用したときは、別に定める利用料金を富山大学収入支出責任者が発行する請求書により、指定期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、利用料金の納付を免除する。

- (1) センターの一般共同研究のうち、公募により実施される研究の場合
 - (2) 本学と民間企業との共同研究契約により実施される研究の場合
 - (3) その他センター長が利用料金の免除を認めた場合
- 2 指定期日までに利用料金の納付がない場合は、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。

(秘密の保持)

第5条 本学及び利用者は、管理区域の利用で知り得た相手方の秘密及び知的財産権等を相手方の書面による同意なしに公開してはならない。

(利用許可の取り消し)

第6条 センター長は、利用者がこの要項、規程及び内規の規定に反したとき、又は管理区域の利用において重大な支障を生じさせたときは、利用の途中であっても当該利用の許可を取り消すことができる。

(損害の弁償)

第7条 利用者は、自らの責に帰すべき事由により機器等を損傷させたとき、又は著しく装置の性能を低下させたときは、その損害を弁償しなければならない。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、利用者の管理区域利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成30年7月23日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

富山大学研究推進機構水素同位体科学研究センター管理区域学外者利用料金

区 分	利 用 料
1 日利用 (8:30～17:00)	1 人 1 回あたり 7,000 円
半日利用 (8:30～12:45 または 12:45～17:00)	1 人 1 回あたり 3,500 円